

はじめに

近年、我が国を取り巻く社会環境は大きく変化しており、多様な人々が共に尊重し合いながら暮らす社会の実現が、これまで以上に求められております。インターネットやSNSの普及に伴い、言葉や行動が人権に与える影響が拡大する一方、匿名性を悪用した誹謗中傷や差別的言動が顕在化するなど、新たな人権課題も浮かび上がっています。また、性的マイノリティ、外国人住民、高齢者や障がいのある人の権利保障をめぐる期待や要請が高まっていることも、



我が国の人権施策を進めるうえで重視すべき現実です。これらは、国が令和7年6月に策定した「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」においても示された重点課題であります。

こうした情勢を踏まえ、安八町では、社会的に弱い立場に置かれた人はもちろん、すべての住民が自立した尊厳ある暮らしを営むことができるよう、平成23年に「住民一人ひとりが、互いの人権を尊重するおもいやりのあるまちづくり」を基本理念とした「安八町人権施策推進指針」（以下「指針」といいます。）を策定し、令和2年には指針の第一次改定を行い、人権施策に全庁で取り組んできました。

指針の改定から5年となりますが、人権問題についてはいまだ多くの課題が残され、個別の課題への対応も求められています。そこで、これまでの取り組みをより一層推進するとともに、新たな局面を迎えた課題を含め、さまざまな人権課題の解決を図るため、指針の第二次改定を行うこととしました。

本指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき策定された国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や岐阜県の「岐阜県人権施策推進指針（第四次改定）」との整合性を保ちつつ、安八町の特性を考慮に入れたものです。社会情勢とともに変化していく人権課題に対して、柔軟に対応していくとともに、施策や事業を推進するにあたっては、住民や団体との協力と連携の視点に立ち、安八町全体で包括的・総合的に取り組んでいくものです。

結びに、第二次改定にあたり、ご意見・ご提言いただきました安八町人権施策推進指針策定委員会の皆さま、アンケートにご協力いただきました町民の方々に、心から感謝申し上げます。

令和8年3月

安八町長 岡田 立